

第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務委託仕様書

1 委託業務名

第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査等業務

2 業務目的

子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき、「第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画」を策定するために、少子化の現状と将来の動向、及び子育て支援策に関する状況を把握、整理するとともに、保育サービス等の需要並びに事業量等を見込み、今後の地域における子育て支援等に必要なニーズの把握、分析を行うもの。

3 ニーズ調査業務内容

「第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、いわき市に必要なニーズ調査、分析等を行う。

(1) ニーズ調査及び調査結果分析

① 調査票案の作成

国から示されている手引き及び調査票案等を基本とし、市が提供する追加設問事項等を基に調査票案を作成する。

No.	区分	印刷部数(予定)	仕上り(予定)	封筒印刷数(予定)
1	就学前児童の保護者用	2,100部	A4版×16ページ程度(黒1色刷)	送付用・返信用 各2,100部
2	就学児童の保護者用	2,200部	A4版×16ページ程度(黒1色刷)	送付用・返信用 各2,200部
3	中学校2年生 (本人用)	500部	A4版×2ページ程度(黒1色刷)	送付用・返信用 各500部
合計		4,800部	—	各4,800部

② ニーズ調査の実施(調査票発送及び回収作業)

郵便によるニーズ調査の発送及び回収を行う。発送及び返送に伴う費用は受託者の負担とする。

なお、No.3の調査票については、市が印刷及び発送及び回収作業を行う。

③ データ入力・収集、単純集計、クロス集計、自由回答の集約・分析

回収率見込み 約60%

(2) 調査に基づく必要なサービスとその量の整理・分析等

① ニーズ調査結果を踏まえた教育・保育提供区域の調整

② ニーズ量の算出及び確保方策の調査・検討

乳幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」を算出し、「確保方策」の調査・検討

③ 地域子ども・子育て支援事業量の算出

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出し、「確保方策」の調査・検討

- ④ 市独自の調査項目のニーズ調査結果に基づき、②及び③以外でいわき市に特に必要となる施策が考えられれば、その事業の「量の見込み」を算出し、「確保方策」の調査・検討

※ 国が示す「改正基本指針（平成 30 年内閣府告示第 56 号）」「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の手引き」「子育て安心プラン」「中間年見直し時の手引き」等の考え方を踏まえ、量の見込みを適切に算出すること。

- (3) 教育・保育が必要な児童数の推計
ニーズ調査結果を踏まえ、区域ごとに教育・保育が必要な児童数の推計を行う。
- (4) ニーズ調査報告書、ニーズ調査報告書概要版の作成
- (5) (1)から(4)までの電子データの提供
- (6) 国で示す最新の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」等に基づくものとする。
- (7) 現行のいわき市子ども・子育て支援事業計画（H27～H31）の内容を踏まえたものとする。
- (8) ニーズ調査実施時期 平成 30 年 12 月（予定）
- (9) 受託業務実施責任者、進捗状況管理者、業務担当者、資料検査者、その連絡先等を任意様式により市に報告し、円滑な業務遂行に協力すること。

4 提出書類

受託者は、市が指定する日までに次に掲げる書類をいわき市こどもみらい部こどもみらい課に提出しなければならない。

- (1) 下請負通知書（様式 1） … 契約締結後速やかに
- (2) 業務完了報告書（様式 2） … 委託料請求時
- (3) 成果品 … 業務完了時
A 4 版、表紙・本文 1 色刷りで作成し提出（データ含む）
第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査報告書（簡易製本） 1 部
- (4) 打合せ協議簿（様式 3） … 適宜協議時
- (5) その他本仕様書において提出する必要があると市が認めたもの

5 その他特記事項

- (1) 受託者は、常にいわき市と綿密に連絡を取り合い、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、受託業務の実施予定及び実施状況について、定期的にいわき市に報告するとともに、いわき市から求められたときには速やかに報告すること。
- (3) ニーズ調査において回収した調査票は整理し、調査終了後いわき市へ返還すること。
- (4) 成果品に関する著作権はすべていわき市に帰属するものとする。
- (5) ニーズ調査実施にあたっては、いわき市個人情報保護条例の規定を遵守し、対象者の個人情報保護に万全を期すこと。

- (6) 受託者は、業務完了後、受託者の過失及び疎漏に起因する成果品の不良箇所が発見された場合、いわき市が必要と認める訂正、補足及びその他必要な作業を受託者の負担において実施しなければならない。
- (7) 国が示す最新の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」等に基づき業務を遂行すること。
- (8) その他本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合等については、双方で協議のうえ決定すること。